公立大学法人県立広島大学の出資等に係る不要財産の納付について

1 概要

公立大学法人県立広島大学の出資等に係る不要財産の納付について,地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第42条の2第5項の規定に基づき,広島県公立大学法人評価委員会の意見を聴いた。

(1)納付に係る財産

次のとおり楠那グランドの一部を県へ返納する。

(単位: m³)

資産の 種別	所在地	現行 (公簿) ※	返納面積	返納後
土地	広島市南区楠那町 204 番 1	13,890.80 (13,872.00)	8,161.63	5,729.17
	広島市南区丹那町 664 番 6	51.07 (50.00)	51.07	_
合 計		13,941.87 (13,922.00)	8,212.70	5,729.17

[※] 下段の()書きは、定款記載の公簿面積であり、その他は今回実測した面積

(2) 評価委員

曾余田委員長, 浅田委員, 木原委員, 山川委員, 福田委員

(3) 意見の聴取

個別訪問により意見を聴取(令和元年5月7日から同月24日まで)

2 評価委員会の意見

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき,公立大学法人県立広島大学が,出資等に係る不要財産を広島県に納付することについて,異存はない。

(参考:主な発言内容)

- ・資産は有効活用すればよい。
- ・利用ニーズがない部分は、県でしっかり活用すればよい。
- ・教育上支障がなく、法人も納得しているなら問題ない。